

榎原市おくやみハンドブック
死亡届出後の手続き案内



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

檀原市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

檀原市役所 0744-22-4001（代表）

事前準備について

檀原市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要になる場合がございます。

詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。もしくは各担当課へお問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、檀原市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

本人確認書類について

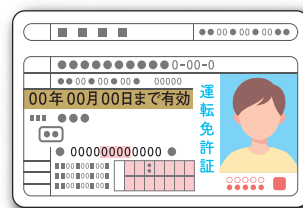
□ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



MEMO

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (30 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(31 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (32 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (31 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (32 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

檀原市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、無理せずゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録・戸籍	☐	世帯主が死亡した場合	P.7
	☐	印鑑登録(かしはら市民カード)をお持ちの方	
	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	P.8
	☐	除票(死亡者の住民票)が必要な方	
	☐	除籍(死亡の記載がある戸籍)証明書が必要な方	P.9
保険	☐	国民健康保険に加入していた方	P.10
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた方	P.11
年金	☐	国民年金に加入または受給していた方	P.12
水道	☐	水道の使用を中止する方	P.13
	☐	水道の利用者が変わる方	
介護保険	☐	65歳以上の方または、40歳以上で要介護認定を受けていた方	P.14
福祉(障がい)	☐	障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けている方	P.15
	☐	精神障害者(後期)医療費助成の受給資格のある方	
	☐	精神障害者医療費受給資格証をお持ちの方	P.16
	☐	重度心身障害老人等医療費助成の受給資格のある方	
	☐	心身障害者医療費受給資格証をお持ちの方	P.17

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	児童が死亡した場合	P.18
	☐	手当を受給していた受給者が死亡した場合	
	☐	手当を受給している方の配偶者が死亡した場合	P.19
	☐	お子様が保育所・認定こども園に入所している方並びに入所申請をされている方	
	☐	檀原市立小中学校に在学しているお子さまがいる方	P.20
	☐	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	
	☐	ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの方	
住宅	☐	市営住宅等入居者の方	P.21
	☐	空き家を相続されるご家族の方	
墓地	☐	墓地をお探しの方	P.23
	☐	市営香久山墓園一般墓地使用者の方	
	☐	市営香久山墓園合葬式墓地使用者の方	P.24
税金	☐	市税の振替口座名義人が死亡した方	P.26
	☐	原動機付自転車(125cc以下)又は小型特殊自動車をお持ちの方	
その他の 手続き	☐	犬を飼っている方	P.27

1. 住民登録・戸籍に関する手続き

世帯主が死亡した場合

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細

世帯主が死亡した場合は新たに世帯主を設定する必要があります。ただし、二人世帯の世帯主が死亡した場合は、手続き不要です。

※手続きの期限は、変更が生じた日から14日以内です。

※同一世帯の方、代理人(委任状が必要です)が手続き可能です。

必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 委任状(世帯員以外が来庁する場合)

問い合わせ先

市民窓口課
分庁舎1階 2番窓口
☎0744-47-2639

印鑑登録(かしはら市民カード)をお持ちの方

手続き 登録証(カード)の返却

手続き詳細

死亡した方の印鑑登録証(かしはら市民カード)は、市民窓口課までご返却ください。



印鑑登録証(かしはら市民カード)

必要なもの

- ☐ 死亡した方の印鑑登録証(かしはら市民カード)

問い合わせ先

市民窓口課
分庁舎1階 1番窓口
☎0744-47-2639

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方

手続き カードに関して

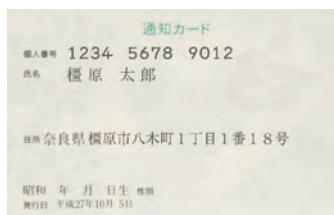
手続き詳細

死亡した方のマイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードには返納の義務はありません。税や保険等の手続きに必要な場合がありますので大切に保管してください。

※マイナンバー入りの住民票など、死亡した方のマイナンバーに関する書類は、発行できませんのでご注意ください。



マイナンバーカード



通知カード

必要なもの

問い合わせ先

市民窓口課
分庁舎1階 1番窓口
☎0744-47-2639

除票（死亡者の住民票）が必要な方

手続き 除票の請求

手続き詳細

相続等に関する手続きで死亡した方の除票が必要になる場合があります。

死亡時に住民登録があった市区町村で請求することができます。

※同一世帯の方でも正当な理由がなければ交付することができません。

※死亡届を住民登録地以外の市区町村に提出した場合、死亡の記載が反映されるまで1～2週間程度かかる場合があります。

※相続人等（配偶者・子・父母等）権利義務のある方がご請求可能です。

必要なもの

問い合わせ先

☐ 請求者の本人確認書類

※関係を証明する資料（相続関係が分かる戸籍謄本、遺言書等）が必要な場合があります。

市民窓口課
分庁舎1階 1番窓口
☎0744-47-2639

1. 住民登録・戸籍に関する手続き

除籍（死亡の記載がある戸籍）証明書が必要な方

手続き 除籍証明書の請求

手続き詳細

相続等に関する手続きで死亡した方の除籍証明書が必要になる場合があります。

死亡時に本籍地があった市区町村で請求することができます。

※死亡届提出後、戸籍謄本に死亡の記載が反映されるまで1～2週間程度かかる場合があります。

※配偶者、直系親族（父母、子等）、同じ戸籍に記載されている人、相続人等権利義務のある方等が請求可能です。

必要なもの

☐ 請求者の本人確認書類

※関係を証明する資料（相続関係が分かる戸籍謄本、遺言書等）が必要な場合があります。

問い合わせ先

市民窓口課
分庁舎1階 1番窓口
☎0744-47-2639

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた方

手続き① 資格喪失の届出

手続き詳細

原則14日以内に手続きください。

相続人等（配偶者・子・父母等）の方が手続き可能です。

必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 死亡した方の被保険者証または資格確認書（お持ちの場合）
- ☐ 死亡した方の高齢受給者証（70歳以上の方）（お持ちの場合）

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 3番窓口
☎ 0744-47-2640

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細

申請により、葬祭を執り行った方に3万円が支給されます。

※葬祭を行っていない場合は、支給の対象となりません。

※葬祭を執り行った方もしくは同一世帯の方が手続き可能です。

※手続きの期限は、葬祭を行った日の翌日から2年間です。

必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 葬祭を執り行った方の葬祭費振込先の口座が分かるもの
- ☐ 葬祭を執り行った方であることがわかるもの（領収書、請求書等）

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 3番窓口
☎ 0744-47-2640

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた方

手続き① 資格喪失の届出

手続き詳細

後期高齢医療の喪失手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 死亡した方の被保険者証または資格確認書

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 4番窓口
☎ 0744-47-2640

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細

申請により、葬祭を執り行った方に3万円が支給されます。
※葬儀の日から2年間手続きが無い場合は、時効のため支給できません。

必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 死亡した方の被保険者証または資格確認書
- ☐ 葬祭を執り行った方の葬祭費振込先の口座が分かるもの

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 4番窓口
☎ 0744-47-2640

手続き③ 保険料の清算及び高額療養費の支給申請

手続き詳細

相続人代表者に対し、保険料の還付や高額療養費が発生した場合に支給されます。
死亡した方の名義の口座からご存命の方の後期高齢者医療保険料を口座振替している場合、変更の手続きが必要ですので、ご確認ください。

必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 死亡した方の被保険者証または資格確認書
- ☐ 相続人代表者の振込先の口座が分かるもの

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 4番窓口
☎ 0744-47-2640

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細

状況により必要な手続き・書類が異なりますのでお問い合わせください。

必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 死亡した方の年金証書等

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 5番窓口
☎ 0744-47-2640

MEMO

4. 水道に関する手続き

水道の使用を中止する方

手続き 水道の閉栓手続き

手続き詳細

橿原市内で水道の使用を中止する場合は、閉栓の届出を行ってください。

※閉栓の申出が無い場合は、基本料金がかかり続けますのでご注意ください。

必要なもの

- ☐ お客様番号のわかるもの（「ご使用水量のお知らせ」等）
※無い場合も手続き可

問い合わせ先

奈良県広域水道企業団
橿原事務所
お客様センター
分庁舎1階 6番窓口
☎ 0744-27-4411
FAX 0744-27-4758

水道の利用者が変わる方

手続き 水道の名義変更手続き

手続き詳細

水道契約者名を変更する場合は、名義変更の手続きを行ってください。

届出は、「分庁舎1階 水道開・閉栓窓口」もしくは「電話・FAX」で受け付けています。

必要なもの

- ☐ お客様番号のわかるもの（「ご使用水量のお知らせ」等）
※無い場合も手続き可

問い合わせ先

奈良県広域水道企業団
橿原事務所
お客様センター
分庁舎1階 6番窓口
☎ 0744-27-4411
FAX 0744-27-4758

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上の方または、40歳以上で要介護認定を受けていた方

手続き 資格喪失届 兼 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

資格喪失届 兼 相続人代表者指定届の提出が必要です。

必要なもの

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担割合証(持っている方のみ)
- ☐ 介護保険負担限度額認定証(持っている方のみ)
- ☐ その他利用者負担軽減関係の証書(持っている方のみ)
- ☐ 相続人の方の振込口座のわかるもの
- ☐ 来庁者の本人確認書類

問い合わせ先

長寿介護課
分庁舎2階 1番窓口
☎ 0744-22-8108
※他市区町村発行の介護
保険被保険者証をお持ちの方は、発行元の市区
町村にて手続きください。

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方

手続き 手帳の返却

手続き詳細

手帳を障がい福祉課へご返却ください。

必要なもの

☐ 障害者手帳

問い合わせ先

障がい福祉課
分庁舎2階 3番窓口
☎ 0744-20-0015

精神障害者（後期）医療費助成の受給資格のある方

手続き 受給資格喪失の手続き 振込先口座の変更手続き

手続き詳細

医療費受給資格の喪失手続きと振込先口座の変更手続きが必要です。

・精神障害者保健福祉手帳を持ち障がいの程度が1・2級の方

必要なもの

☐ 振込先の口座のわかるもの（相続人の方）
☐ 身分証明書

問い合わせ先

障がい福祉課
分庁舎2階 3番窓口
☎ 0744-20-0015

精神障害者医療費受給資格証をお持ちの方

手続き 受給資格喪失の手続き 振込先口座の変更手続き

手続き詳細

医療費受給資格の喪失手続きと振込先口座の変更手続きが必要です。

- ・精神障害者保健福祉手帳を持ち障がいの程度が1・2級の方

必要なもの

- ☐ 医療費受給資格証
- ☐ 振込先の口座のわかるもの（相続人の方）
- ☐ 身分証明書

問い合わせ先

障がい福祉課
分庁舎2階 3番窓口
☎ 0744-20-0015

重度心身障害老人等医療費助成の受給資格のある方

手続き 受給資格喪失の手続き 振込先口座の変更手続き

手続き詳細

医療費受給資格の喪失手続きと振込先口座の変更手続きが必要です。

医療費助成の対象：後期高齢者医療に加入している方で、

- ・身体障害者手帳を持ち障がいの程度が1・2級の方
- ・療育手帳を持ち障がいの程度がA1・A2・B1認定の方

必要なもの

- ☐ 振込先の口座のわかるもの（相続人の方）
- ☐ 身分証明書

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 4番窓口
☎ 0744-47-2640

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者医療費受給資格証をお持ちの方

手続き 受給資格喪失の手続き 振込先口座の変更手続き

手続き詳細

医療費受給資格の喪失手続きと振込先口座の変更手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 医療費受給資格証
- ☐ 振込先の口座のわかるもの（相続人の方）
- ☐ 身分証明書

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 4番窓口
☎ 0744-47-2640

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童が死亡した場合

手続き 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当各種手続き

手続き詳細

- ・児童手当（高校生年代までの児童がいる方）
 - ・児童扶養手当（ひとり親家庭の方）
 - ・特別児童扶養手当（その児童に中程度以上の障がいがあった方）
- 上記いずれかの資格をお持ちの方はこども未来課で手続きが必要です。

必要なもの

各手当共通

☐ 身分証明書

児童扶養手当受給者の方

☐ 手当証書（ない場合も手続き可）

問い合わせ先

こども未来課
分庁舎2階 5番窓口
☎ 0744-22-8984

手当を受給していた受給者が死亡した場合

手続き 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当各種手続き

手続き詳細

- ・児童手当（高校生年代までの児童がいる方）
- ・児童扶養手当（ひとり親家庭の方）
- ・特別児童扶養手当（児童に中程度以上の障がいがある方）

上記いずれかの資格をお持ちであった場合、受給者が受給予定であった手当の請求手続きと併せて、新たに児童を監護する方より新規申請手続きが必要です。

受給者が死亡してから14日以内に手続きしてください。

※児童扶養手当の手続きができる場合があります。（遺族年金月額相当が手当月額より低い場合に限る）

必要なもの

各手当共通

☐ 身分証明書

☐ 手当受給対象児童のうち長子の振込先口座番号のわかるもの

☐ 新たに児童を監護する方の振込先口座番号のわかるもの

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の方

☐ 新たに児童を監護する方と、児童の戸籍謄本

その他状況に併せて持ち物が必要ですのでこども未来課までお問合せください。

問い合わせ先

こども未来課
分庁舎2階 5番窓口
☎ 0744-22-8984

7. 子どもに関する手続き

手当を受給している方の配偶者が死亡した場合

手続き 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当各種手続き

手続き詳細

- ・児童手当（高校生年代までの児童がいる方）
- ・児童扶養手当（ひとり親家庭の方）
- ・特別児童扶養手当（児童に中程度以上の障がいがある方）

上記いずれかの資格をお持ちの場合、手続きが必要な場合があります。こども未来課までお問合せください。

※児童扶養手当の手続きができる場合があります。（遺族年金月額相当が手当月額より低い場合に限る）

必要なもの

問い合わせ先

こども未来課
分庁舎2階 5番窓口
☎ 0744-22-8984

お子様が保育所・認定こども園に入所している方並びに入所申請をされている方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細

手続きが必要な場合がありますので、窓口までお問い合わせください。

必要なもの

問い合わせ先

こども未来課
分庁舎2階 5番窓口
☎ 0744-25-2790

檀原市立小中学校に在学しているお子さまがいる方

手続き 保護者変更の手続き

手続き詳細

在学している児童生徒の保護者が死亡した場合、保護者変更の手続きが必要となりますので、在学している小中学校までご連絡ください。

必要なもの

問い合わせ先

各小中学校

子ども医療費受給資格証をお持ちの方

手続き 受給資格喪失の手続き 振込先口座の変更手続き

手続き詳細

医療費受給資格の喪失手続きと振込先口座の変更手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 医療費受給資格証
- ☐ 振込先の口座のわかるもの（相続人の方）
- ☐ 身分証明書

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 4番窓口
☎ 0744-47-2640

ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの方

手続き 受給資格喪失の手続き 振込先口座の変更手続き

手続き詳細

医療費受給資格の喪失手続きと振込先口座の変更手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 医療費受給資格証
- ☐ 振込先の口座のわかるもの（相続人の方）
- ☐ 身分証明書

問い合わせ先

保険年金課
分庁舎1階 4番窓口
☎ 0744-47-2640

8. 住宅に関する手続き

市営住宅等入居者の方

手続き 名義変更の手続き 異動届の提出

手続き詳細

- ・名義人が死亡した場合：名義変更等の手続きが必要です。
- ・同居人が死亡した場合：異動届の提出が必要です。

必要なもの

住宅政策課までお問い合わせください。

問い合わせ先

住宅政策課
リサイクル館かしはら2階
☎ 0744-47-3514

空き家を相続されるご家族の方

手続き 空き家の適正管理

手続き詳細

- ・所有者や管理人等が死亡し、空き家となった場合、空き家等の適正管理が必要となります。また、自治会や近隣と連絡先の交換をおすすめします。

必要なもの

住宅政策課までお問い合わせください。

問い合わせ先

住宅政策課
リサイクル館かしはら2階
☎ 0744-47-3514

① 相続登記

土地や建物の所有者が亡くなった場合には、
土地や建物の名義変更手続き(相続登記)が必要です。

相続登記の登記手続き案内についてのお問い合わせ先(不動産の所在地により担当法務局が異なりますので事前にご確認ください。)

奈良地方法務局 葛城支局

奈良地方法務局 中和支局

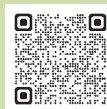
大和高田市西町 1-6-3

橿原市八木町一丁目 6-1-2

☎0745-52-4941

☎0744-22-3045

(登記手続き案内は予約制になっていますので、事前にお電話でご確認ください)



奈良地方法務局
ホームページ



法務省ホームページ
“未来につなぐ相続登記”

② 空き家の管理

空き家を相続した場合／誰も住まなくなった場合には、適切な管理が必要です。

- 自治会(町内会)やご近所との連絡先の交換
- 庭木などの定期的な手入れ
- 電気・水道・ガス等の設備定期点検や各種手続
- 固定資産税や火災保険料の支払い など…

もし、空き家を放置すると様々なトラブルの原因に…

ご近所トラブル

庭木や雑草が生い茂る
害虫・害獣の棲み処になるなど
ご近所の方とのトラブルに
つながります



治安の悪化・犯罪の発生

不法侵入・不法投棄
不審火など、地域の
生活環境への悪影響や
犯罪に巻き込まれる
リスクが高まります

お金がかかる

建物の劣化が進行すると
改修や修繕、庭木の伐採や
病害虫の駆除などの
費用が大きくなります

**こうなる前に
ご相談ください**

思わぬ損害賠償

空き家を放置し、
他人に被害を与えた場合は
所有者の責任となり、
損害賠償を問われる
場合があります

③ 空き家の管理ができない場合は…

空き家・住まいのお悩み相談窓口

●空き家の相談窓口

☎ 0744-47-3514

橿原市役所 住宅政策課

● Eメール / jyutaku@city.kashihara.nara.jp

●専門家による空家等相談会

日時 … 毎月第2木曜日 13:30~16:30 (祝日の場合は翌週)
※1週間前までに申込が必要です。

申込先 … 橿原市役所 住宅政策課 (☎0744-47-3514)



- 空き家等に関する専門家団体(13団体)の窓口にご相談 ※連絡先は、市ホームページでご確認ください。
橿原市と「空き家等の流通促進等に関する連携協定」を結び、空き家等の流通等に取り組む団体です。



専門家団体
連絡先

9. 墓地に関する手続き

墓地をお探しの方

手続き 使用の申し込み

手続き詳細

市営香久山墓園では、檀原市民の方を対象に一般墓地（石碑等を建立する従来型の墓地）や合葬式墓地（ご遺骨を共同で埋蔵する墓地）の使用者を募集しています。

必要なもの

公園緑地景観課までお問い合わせください。

問い合わせ先

公園緑地景観課
本庁舎北館1階
☎ 0744-47-3516

市営香久山墓園一般墓地使用者の方

手続き 埋蔵届の提出 承継の手続き

手続き詳細

市営香久山墓園一般墓地へ納骨される際は、埋蔵届の提出が必要です。
墓地の使用者本人が亡くなられた場合は、承継手続きが必要です。

必要なもの

公園緑地景観課までお問い合わせください。

問い合わせ先

公園緑地景観課
本庁舎北館1階
☎ 0744-47-3516

市営香久山墓園合葬式墓地使用者の方

手続き 埋蔵届の提出

手続き詳細

市営香久山墓園合葬式墓地へ納骨される際は、埋蔵届の提出が必要です。

必要なもの

公園緑地景観課までお問い合わせください。

問い合わせ先

公園緑地景観課
本庁舎北館1階
☎ 0744-47-3516

MEMO

市営香久山墓園のご案内

所在地: 橿原市南山町694番地

市営香久山墓園では、橿原市民の方を対象に墓地の使用者を募集しています。

(※一般墓地使用者募集期間中に限ります。募集期間、現在の空き状況は公園緑地景観課までお問合せください。)

一般墓地(石碑等を建立する従来型の墓地)

墓地使用料

2.7㎡区画	550,000円
3.3㎡区画	850,000円

墓地管理料

年間	5,230円
----	--------

合葬式墓地(ご遺骨を共同で埋蔵する墓地)

基本使用料

地下合葬室	52,380円
-------	---------

追加使用料

個別安置室(埋蔵日より10年間)	52,380円
記名板設置	31,420円



墓地の詳細や、
使用条件等についてのお問い合わせは

公園緑地景観課

☎0744-47-3516(直通)

※金額は令和4年4月時点



分庁舎「ミグランス」地下駐車場のご案内

国道24号線方面からお越しの場合



「柳町」交差点を駅方面に
曲がりすぐの信号を右折
してください。



分庁舎駐車場の案内看板
の案内に従い、分庁舎の
西側に進んでください。



庁舎の地下が駐車場です。
駐車券は手続の際に、
窓口へお持ちください。

利用時間(年中無休)

午前8時
～午後10時

駐車料金

分庁舎各課へご用の方	無料(各課で所要時間分の無料処理を行います)
上記以外の方	所定の駐車料金がかかります



橿原市役所分庁舎 〒634-8509 奈良県橿原市内膳町1丁目1番60号
ミグランス 近鉄「大和八木駅」下車すぐ



橿原市役所 〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号
Kashihara City Office <https://www.city.kashihara.nara.jp/>

市役所での各種手続きについてのお問い合わせ先

☎0744-22-4001(代表)



10. 税金に関する手続き

市税の振替口座名義人が死亡した方

手続き 振替口座の廃止もしくは変更

手続き詳細

振替口座の廃止もしくは変更が必要です。

口座を変更される場合は、納付期限の1か月前までに金融機関窓口で手続きください。

口座を廃止して納付書払いに切り替える場合や、口座変更が間に合わないものについては、納付書を発行しますので収税課までご連絡ください。別世帯の方は相続関係が分かる書類（戸籍等）が必要となる場合があります。

必要なもの

- ☐ 檀原市税口座振替納付依頼書（収税課もしくは市内金融機関窓口で配布）
 - ☐ 変更を希望する口座の預金通帳またはキャッシュカード
 - ☐ 届出印
- ※口座の変更は、金融機関窓口で手続きをしてください。

問い合わせ先

収税課
分庁舎3階 3番窓口
☎ 0744-47-2636

原動機付自転車(125cc以下)又は小型特殊自動車をお持ちの方

手続き 廃車又は名義変更の手続き

手続き詳細

廃車又は名義変更の手続きをしてください。

※手続きの期限：廃車は30日以内
名義変更は15日以内

必要なもの

- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 手続きに来られる相続人代表の方の本人確認書類
- ☐ ナンバープレート（廃車の場合のみ）

問い合わせ先

市民税課
分庁舎3階 2番窓口
☎ 0744-47-2634

11. その他の手続き

犬を飼っている方

手続き 登録事項変更届の提出 登録

手続き詳細

犬の登録事項変更届（住所・氏名変更）が必要です。
登録されていない場合は登録（有料）をしてください。

必要なもの

- ☐ 犬鑑札
※無い場合は再発行します（有料）

問い合わせ先

環境政策課
本庁舎北館 1 階
☎ 0744-47-3511

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先	
軽自動車（軽四輪および軽三輪）の各種手続き	☐	軽自動車（軽四輪および軽三輪）の名義変更・廃車	軽自動車検査協会 奈良事務所 大和郡山市 額田部北町980-3	☎ 050-3816-1845
普通自動車および排気量125ccを超える二輪車の各種手続き	☐	普通自動車および排気量125ccを超える二輪車の名義変更・廃車	近畿運輸局 奈良運輸支局 大和郡山市 額田部北町981-2	☎ 050-5540-2063
※上記手続きの期限：名義変更は15日以内、廃車は30日以内 ※自動車税（軽自動車税を除く。）の課税および還付に関する問い合わせ先は、 奈良県自動車税事務所【TEL：0743-51-0081】になります				
国税に関する手続き	☐	相続税の手続き、所得税・消費税の申告手続きなど	葛城税務署 大和高田市西町1-15	☎ 0745-22-2721
不動産登記・法定相続情報証明制度	☐	所有権移転登記（相続）等 ※戸籍謄本等が必要です。	相続手続き案内（予約制） のお問い合わせ先 奈良地方法務局 葛城支局 大和高田市西町1-63 奈良地方法務局 中和支局 橿原市八木町1丁目6-12	（葛城支局） ☎ 0745-52-4941 （中和支局） ☎ 0744-22-3045
相続放棄・遺言書	☐	相続放棄の申立・遺言書の検認、開封手続き等 ※相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内の申立が必要ですのでご注意ください	奈良家庭裁判所 葛城支部 大和高田市大字大中101-4	☎ 0745-53-1012

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先	
各種保険（生命保険・損害保険等）	☐	保険金・給付金の請求手続き 名義変更・解約手続き	各契約先	—
預貯金口座・クレジットカード・株式	☐	口座凍結解除手続き ・名義変更・解約手続き等		
電気・ガス	☐	名義変更・解約手続き		
電話・インターネット・ケーブルテレビ・NHK 等	☐			

※上記の手続きは一例です。手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。必要書類や通数など各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。証明書の取得の際には、相続関係の分かる資料等の提示が必要な場合がありますのでご注意ください。

MEMO

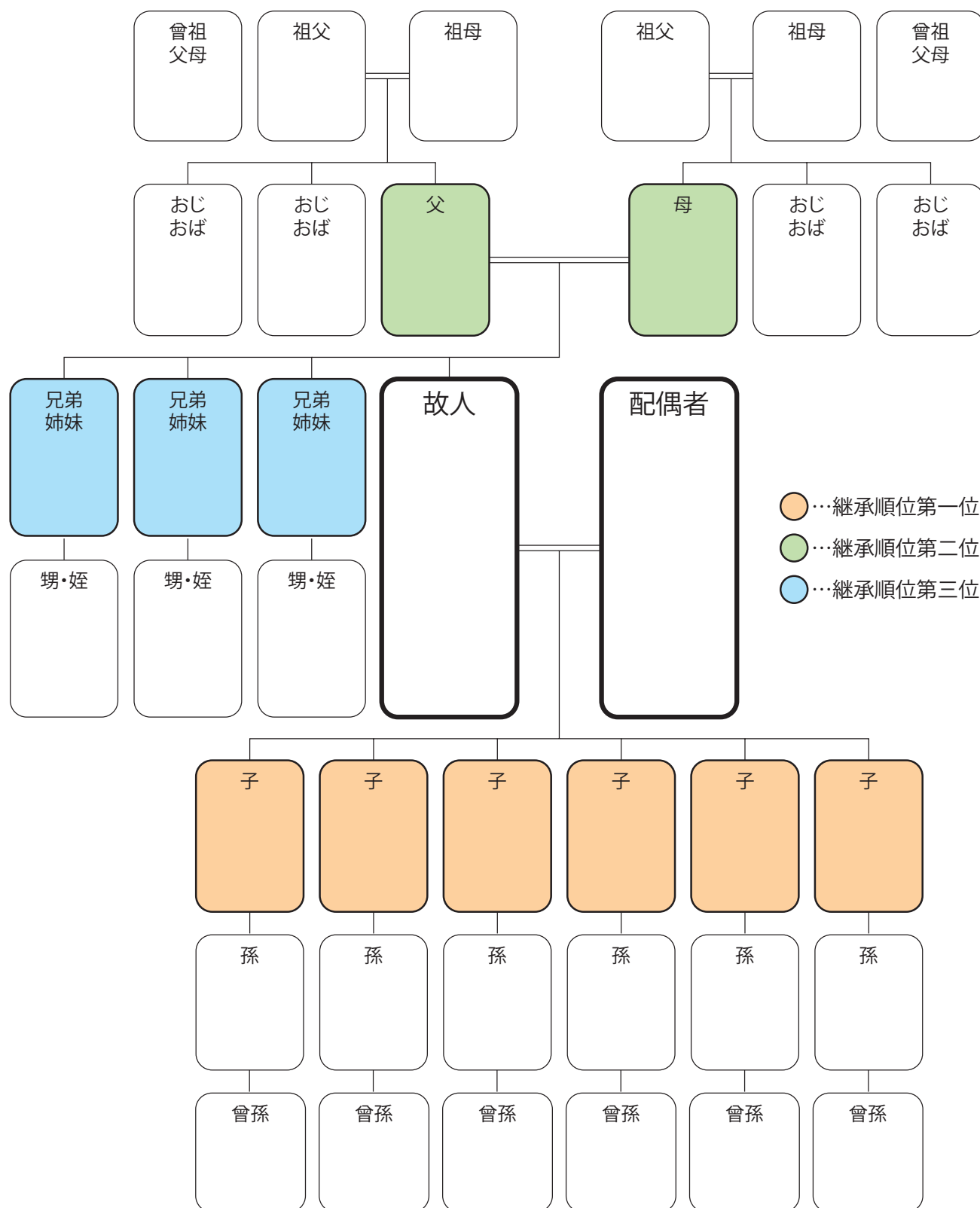
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

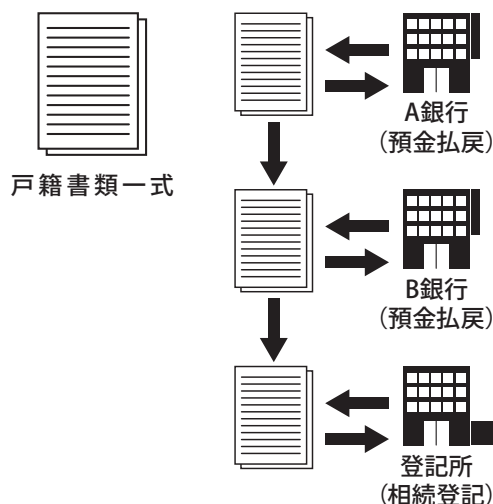
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

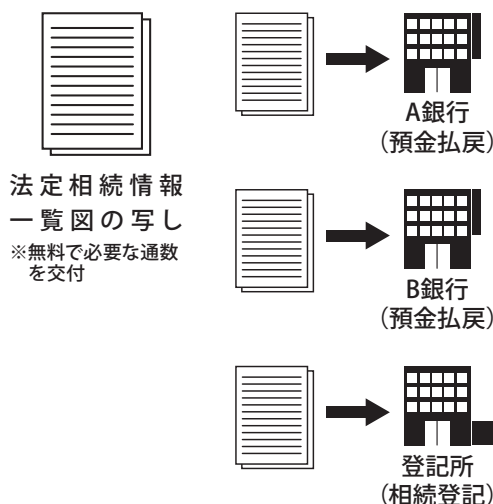
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先) 檀原市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例) ○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

生前
贈与

遺言
相続

出張相談
無料

不安を安心へ



司法書士 行政書士
橋本 貴夫



司法書士
山口 実香

どこに相談すべきかわからない時も、
まずはお気軽にご相談ください。
皆様の不安や心配を解消する
お手伝いを致します。



司法書士法人 橋本事務所



☎0744-47-4409

〒634-0804 橿原市内膳町四丁目 5 番 16 号ナカノビル 2 階

- 不動産登記 売買・贈与・抹消等
- 相続・遺言書作成
- 成年後見
- 会社・法人登記
- 各種許認可

相続登記が義務化されました
お気軽にお問合せください

秘密
厳守

大和八木駅
徒歩 4 分

駐車場
あり

・本誌で持参の方に限り、法定相続情報一覧図の作成費をサービス致します。(相続登記をご依頼の方に限る)

弓場佛法堂

大切な人へ、想いをつなぐ



豊富な品揃えでお待ちしております。

お位牌



数珠



家具調仏壇



金仏壇



☎0744-22-3385

ホームページ



老舗

株式会社

仏壇・仏具製作販売

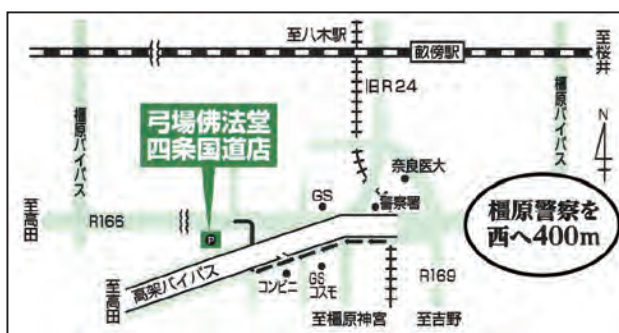
弓場佛法堂

奈良県橿原市四条町793

営業時間：9:00～17:30

定休日：水曜、第一or第二木曜

<https://www.yumiba-buppoudou.com>



本誌ご持参のうえ、30,000円以上ご購入の方に
部屋焚きのお香（1,000円相当のお品）プレゼント

相続に関する手続きは 司法書士にお任せください

相続の複雑な手続きを何から進めればいいのか不安になられることもあるかと思います。そんな不安な気持ちに寄り添い、お悩みを解消いたします。初回は無料で相談に応じているのでお気軽にお問い合せください。

司法書士 堀川 裕允 ひろみつ



相続登記

お亡くなりになられた方名義の不動産（土地や建物）について、名義変更の手続きを行います。

遺産の 引継ぎ

戸籍の収集を行い、預貯金の解約などお亡くなりになられた方の財産を相続人へ引継ぎます。

相続放棄

相続放棄は自分に相続権があることを知ってから3ヶ月以内に手続きが必要となります。お早めにご相談ください。

堀川司法書士事務所

☎ 0744-41-9201

営業時間 9:00～18:00 定休日 土・日・祝

初回相談無料です。お気軽にお問い合せください。

相続登記

遺産の引継ぎ

相続放棄

遺言書作成

成年後見

不動産の名義変更

会社設立

抵当権抹消



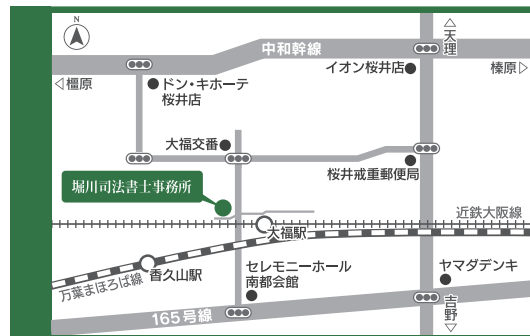
堀川司法書士事務所

検索

<https://horikawa-legal.com/>

＜ホームページからお問い合せ可能です

〒633-0067 奈良県桜井市大福250番地の1



不動産に関する お困りごとはありませんか？

秘密厳守

無料査定

スピード対応



売却して即現金化したい

空家になるので売りたい



残置物をそのまま
買い取りしてほしい



農地 も対応
しております！

売却・買取・家財処分・建物の解体など、お気軽にご相談ください。



大成ホーム株式会社

大和八木駅 徒歩4分
駐車場あり

【免許証番号】奈良県知事(1)第4484号 【解体工事業登録番号】奈良県知事(登-6)第1-442号

☎ **0744-55-5581** 公式ホームページ
はこちら⇒

【住所】奈良県橿原市内膳町4丁目5-16 中野ビル3F

【営業時間】9:00 ~ 18:00 【URL】<https://taiseihoumu.com>





株式会社辻井本店

〒634-0837

奈良県橿原市曲川町6丁目17-15

(曲川西の交差点を北へ コスモス薬局さんの隣です)
※駐車場完備

 **0120-229-014**

FAX: 0744-25-7787

営業時間: 9:00~18:00

(定休日 毎週火曜 第四月曜日)

<https://www.butsudan-tsujihonten.net/>

株式会社辻井本店

検索

HPは
こちらから



仏壇・仏具に関することは
ぶつだんの株式会社辻井本店
にご相談ください



弊社は、明治27年、大和高田市にて、金仏壇の製造販売業を始め、
昭和52年、橿原市曲川町にて大型店を開設致しました。
創業100有余年 ぶつだんの株式会社辻井本店はお客様の信じる心を形にし、
多種多様に取り揃えた展示ルームにてご希望の品を随時お選びいただけます。
伝統的な金仏壇から、唐木仏壇、モダン仏壇、仏具、仏像、位牌、数珠、線香 お香、
ローソク等各種取り揃えております。
仏事に関することでしたら当店へお気軽にご相談ください。

合計金額より
10%OFF

冊子を見たと
お伝えください

空き家の悩みを一括解決!

あらゆる空き家のお悩みをワンストップで対応!

秘密
厳守

空き家の片付け・ゴミ屋敷の片付け・不用品の処分にお困りではありませんか?
便利屋ほほえみは不動産や解体業者・司法書士・葬儀会社とも提携しており、
手間なくスムーズに空き家問題が解決できます。

遺品整理

大切な思い出を尊重しながら
心を込めて遺品整理
有資格者がお手伝いします。

不用品の処分

不要になったものを、
仕分け・回収まで手間なく
スムーズに処分できます。



お見積り相談無料!

まずはお気軽にご相談ください!!

特殊清掃

専門技術と徹底した衛生管理で、
現場を迅速かつ丁寧に
有資格者が清掃現状回復します。

贈答品・不用品・骨董品の買取

専門スタッフが丁寧に査定し、
大切な品を適正価格で
買い取ります。

遺品整理 特殊清掃の便利屋 ほほえみ



TEL **080-9757-7171**

担当: 池田 年中無休 24時間対応

奈良県宇陀市大宇陀小附1087

MAIL: ke615ke@yahoo.co.jp

メールでもお気軽にご相談ください



HP

奈良県公安委員会許可 第641050000635号 / 遺品整理士 認定IS06895号 / 特殊清掃士 認定CSC01784号 ※一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行っております。

不安な日々に安らぎを

税に関することは 竹林税理士事務所に お任せください

八木駅
徒歩4分

「人と人とのつながり」を大切に、
お客様の税に関するお悩みを解決するべくサポートいたします。



相続税申告

短い期間に慣れない申告を済ませるのは簡単なことではありません。専門家である税理士がしっかりサポートいたします。



分割協議書

ご親族の年齢を考慮し、財産の分割協議は勿論、円満に相続手続きができるように提案いたします。



事業承継

事業承継のありかたは一つではありません。事業承継の手続きについて丁寧に説明しサポートいたします。

初回相談無料です。

まずは、お気軽にご相談ください



竹林税理士事務所

〒634-0804
奈良県橿原市内膳町4-5-16 ナカノビル3F

☎0744-47-4130

受付時間

9:00~17:30

ホームページ <https://taxnara.jp>

定休日 土・日・祝

※事前にご連絡頂ければ対応可能です

保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちら

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2409-001



永代
供養

樹木葬



樹木葬について
詳しくはこちら

1名様 29万円～(税込) 2名様 39万円～(税込)

宗派による制限がなく、檀家になる必要もありません

管理料不要

合祀されません

年3回永代供養付き
(春秋彼岸、お盆)

眺望の素晴らしい霊園です



念佛寺 天理市中山町401



浄願寺 葛城市寺口1170



HPはこちら



株式会社

墓石のくぼ

〒634-0802 奈良県橿原市新口町233-9

営業時間：10：00～16：00 定休日：水曜日

☎0744-35-2608

<https://boseki-okubo.com>

<https://boseki-okubo-jyumokusou.co.jp>



発 行 檀原市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025 年 6 月